

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：アフリカ地域サブサハラアフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化展開に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：23a00770

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月29日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年11月29日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域サブサハラアフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化展開に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年2月 ～ 2026年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヵ月以降) : 契約金額の2%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年12月5日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年12月13日 12時
3	質問への回答 12月6日12時までの受領分	第1回 回答日 2023年12月11日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年12月18日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年12月22日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで

9	見積書の開封	2024年1月16日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・

見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記4.（3）参照
- 2）提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA指定様式は下記（2）のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICAウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) の上限額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファ

イルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
([URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html))
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「アフリカ地域サブサハラアフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化展開に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

2019年8月に開催された第7回アフリカ開発会議（以下、TICAD7という）全体会合3（官民ビジネス対話）の中で、アフリカビジネス協議会農業ワーキンググループが検討してきた「アフリカ農業イノベーション・プラットフォーム構想」が発表された。同構想ではサブサハラアフリカ（以下、SSAという）地域の農業分野を発展させるべく、フードバリューチェーンの構築・強化のための農民エンパワーメント、生産性向上、農作物の高付加価値化に対する介入を取組課題としている。それらに向けた優先的なアクションとして、①「農業デジタル化基盤構築」及び②「先進農業技術の導入促進」を推進することとしており、幅広い方面から本邦企業の参画・投資、価値提供を推進するとともに、日本政府は TICAD イニシアティブ及び政策対話等を通じ、これを後押しする方針である。

JICA は上記②を実現すべく、農業機械の活用を先進農業技術の主なコンポーネントの一つとして位置付け、本邦民間企業の SSA 進出・ビジネス促進への足掛かりとなる日・アフリカ農業イノベーションセンター（Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology。以下、AFICATという）の設置及びその具体化に向けた検討を行うため、2020年4月から2022年3月までの期間、民間企業の進出可能性の高いタンザニア、ケニア、ナイジェリア、ガーナ、コートジボワールの5か国を対象に、「アフリカ地域先進農業技術の導入促進にかかる情報収集・確認調査」を実施し、①広域ア

ドバイス、②展示、実証、デモンストレーション、③ビジネスモデル／バリューチェーンの実証、④金融、⑤イノベーションラボ、⑥広報、⑦人材育成の7つを AFICAT の機能として推進していく必要があることを明らかにした。

その後、「サブサハラアフリカにおける先進農業技術の導入を通じた農業機械化振興等に係る情報収集・確認調査」を 2022 年 2 月から 2024 年 2 月までの予定で、上記 5 か国を重点対象国として実施し、AFICAT の設置及び活動推進のための更なる情報収集、上記 5 か国における AFICAT 活動の実施体制の構築や現場での試行、それらにかかる情報の分析・課題の取りまとめ、農業機械化の課題の整理、中長期的な AFICAT が果たす役割やそれを可能とする実施体制などの情報整理を行っている。

第 3 条 調査の目的と範囲

(1) 目的

本調査は、現在実施中の調査の結果、本邦企業がアフリカに進出を検討するうえでの対象国にかかる情報不足やネットワーク不足などが明らかになったことを踏まえ、中長期的な AFICAT 実施体制構築に向けて、本邦企業の進出支援や企業が持つ先進技術の開発協力への効果的な導入について、AFICAT の機能の更なる試行を通じ、対象各国や本邦民間企業にかかる情報収集を拡充させるものである。

(2) 調査対象国

- 1) 重点対象国：タンザニア、ケニア、ナイジェリア、ガーナ、コートジボワール
- 2) その他対象国：SSA 各国

※上記重点対象国以外の SSA 各国は本邦からの遠隔での調査を想定しており、渡航予定はない。

第 4 条 調査実施の留意事項

(1) AFICAT の位置づけ

AFICAT は、農業機械に関する本邦企業の SSA 進出の拠点となるものであり、本邦企業の SSA 進出を通じたアフリカの農業開発に資するものである。したがって、AFICAT の活動は、本邦企業の SSA への進出促進という側面だけではなく、対象国の農業や機械化振興に則し、対象国の農業開発／機械化振興に貢献する計画・活動とする。

(2) AFICAT における本調査の位置づけ

現在実施中の調査結果では、本邦企業等の優れた農業機械や農業資材及び農業技術等を SSA に導入・展開すべく、AFICAT として取り組むべき活動を以下のとおり整理している。

1) 対象国での活動

- (ア) 対象国への進出にかかる民間企業へのアドバイス、ファシリテーション
(AFICAT の各国フォーカルポイント等の対象国関係者への橋渡し、調整等を想定)
- (イ) 対象国での製品の展示・実証・デモ (AFICAT の各国フォーカルポイント等の対象国関係者への橋渡し、調整等、現場における実務的支援)
- (ウ) 対象国の金融情報収集・金融関連の案件形成
- (エ) 対象国での本邦企業製品・技術の広報

2) 本邦での活動

- (ア) SSA 各国にかかる情報提供
- (イ) 企業情報の SSA 諸国への発信
- (ウ) 人材ネットワークの形成
- (エ) 企業への SSA 各国への進出にかかる各種対応と助言

重点対象国であるタンザニア、ケニア、ナイジェリア、ガーナ、コートジボワールの 5 か国については下記 7) のとおり、アドバイザーの派遣や技術協力プロジェクト等の実施を予定・検討しており、上記第 2 条 (2) 調査対象国での活動については同アドバイザーや技術協力プロジェクトが主として対応し、本調査ではその技術の補完的な役割と本邦での活動に取り組み、AFICAT 推進にかかる情報収集・整理を行っていく想定である。さらに、同アドバイザーや技術協力プロジェクトに限らず、現地で実施中あるいは近く実施予定があるほかの JICA 事業、農業機械化の課題別研修を行う JICA 筑波・JICA 東北・JICA 帯広などの国内機関、業界関係者と連携することで、効率的、効果的な活動となるよう心掛けること。

3) AFICAT 対象国の優先順位

重点対象国は、タンザニア、ケニア、ナイジェリア、ガーナ、コートジボワールの 5 か国である。調査団の人員にも限界があることから、同時に 5 か国での実施は困難である可能性もあるため、下記 8) のアドバイザーや技術協力プロ

ジェクトの実施・連携状況を踏まえ、5 か国の中でも優先順位を付けて実施することを可能とする。

4) 本邦民間企業の参加促進

AFICAT においては、本邦企業負担による農業機械・資材の導入・展示や技術者の派遣が前提となっている。したがって、本邦企業の SSA 進出の意向と、本邦企業が JICA や ODA 事業、先方政府に対してどのような期待をしているかを十分に確認し、本邦企業の AFICAT への参加を促進する。但し、情報の扱いは下記 1 2) 参照。

5) 農業機械や農業資材以外の本邦企業製品やサービス

現在実施中の調査では、農業機械と農業資材に絞って本邦企業の参画を促進し、農業資材に関しては圃場での栽培実証等にも対応してきている。本調査ではそのような実施に加え、上記 5 か国における研究機関等と企業とが直接実証等を行う実施体制構築に留意する。

本調査では、コメや他の作物の農業機械以外でのバリューチェーン、例えば食品加工の分野における本邦企業のアフリカ進出の可能性を探ること。さらに、本邦企業のアフリカ進出への支援サービスを提供する企業の情報収集も行い、幅広い支援体制の構築を検討する。

6) 各種会議との調整

AFICAT の構想は、「TICAD7 全体会合 3 官民ビジネス対話 農業ワーキンググループ」、「アフリカビジネス協議会の農業ワーキンググループ」、「グローバルフードバリューチェーン官民協議会」、更には JICA の「JICA 食と農の協働プラットフォーム (JiPFA)」で議論されてきた内容及び先行調査の結果がベースになっているため、これら議論の内容を確認し、整合性のとれた形でまとめること。

なお、調査の中間地点や終了時等の節目には調査の進捗状況や結果を上記会合等で本邦民間企業等と共有、意見交換をおこなう。さらにそこから出された意見等を分析し、内容を報告書に反映させること。

7) 現地関係機関との合意

現行調査では、各国における農業開発及び農業政策を扱う関連省庁と現行調査団、及び JICA 事務所（国により異なる²）が AFICAT 活動の実施にかかる覚書を

² タンザニア、コートジボアール、ナイジェリアは 3 者覚書を締結。ケニア、ガーナは先方政府と現行調査団による覚書の締結。

結んでいる。本調査では、AFICATに関連する活動を継続するにあたり、本調査の受注者は、現行調査の合意を踏まえ、JICA や各国のアドバイザーと協力のうえ、改めて各国の関係機関に活動計画を説明し、必要に応じ、協力の合意を取り付け、合意文書の締結などを行う。

8) 各国 JICA 事業との連携

JICA は、TICAD で日本政府が発表した CARD、SHEP（市場振興型農業振興）、IFNA（食と栄養のアフリカ・イニシアチブ）を含む農業・農村開発分野の事業をアフリカ各国で展開している。特に対象国においては、稲作関連の技術協力プロジェクトが実施中、または実施予定であるところ、これら事業の成果の活用や連携も視野に AFICAT の活動を検証する。主に連携が想定される各国の事業は以下のとおり。

（ア）タンザニア

AFICAT の推進等を業務内容とした農業機械化アドバイザーの要望が寄せられている。また、「農業・農村開発ツーステップローン事業準備調査」を通じ、ツーステップローンを通じた農業機械化等の促進について情報収集を行っている。また、2023年6月から「コメ振興能力強化プロジェクト」を開始。官民連携した農業機械分野の研修実施を予定している。

（イ）ケニア

「農業機械化アドバイザー」を派遣中。同アドバイザーは2024年2月に派遣終了予定のため、2024年1月から派遣予定の「戦略的農業開発アドバイザー」が農業機械化にかかる情報収集等を引き続き行う見込み。また、技術協力プロジェクト「灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト」を実施中であり、2024年度に同フェーズ2の実施も予定されている。更に中小企業・SDGs ビジネス支援事業として「田植機利用のための育苗技術開発と田植機を活用したビジネス化実証事業」を実施中である。加えて、農業投資促進にかかる技術協力プロジェクトについて、2024年度下半期形成予定である。

（ウ）ナイジェリア

農業開発アドバイザーを派遣中。また、技術協力プロジェクト「ナイジェリア国生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト」が2020年から実施されている。また、コメ種子生産の強化のため、無償資金協力「稲種子生産体制強化計画」が閣議承認され、コメ種子生産分野の技術協力プロジェクトも2024年度下半期形成予定である。

（エ）ガーナ

技術協力プロジェクト「稲作生産性向上プロジェクト（GRIP）」を実施中。また、無償資金協力「稲種子生産向上計画」を閣議承認済み。

（オ）コートジボワール

技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」を実施中。また、無償資金協力「稲作分野における機械化サービス向上計画」を閣議承認済み。更に中小企業・SDGs ビジネス支援事業として「IoT コンバインによる収穫請負ビジネスに係る普及・実証・ビジネス化事業」を実施中である

（カ）その他 SSA 各国

セネガルにおいて有償資金協力「セネガル川流域稲作事業」を実施中で、農業機械の調達がコンポーネントに含まれている。その他、CARD2 参加国 32 カ国中 20 カ国以上で何らかの JICA 稲作関連事業を実施しており、農業機械関連の支援要望も少なくない。

9) 実施体制

現行調査において、日本国内において AFICAT 推進のための事務局を委託先が担っている。本調査においても、本邦企業に対する十分な支援及び関係機関等との情報共有のため、事務局機能を担うとともに、AFICAT としての活動の持続性を担保していくために、実施体制について JICA に対して提言を行う。

10) 関連事業・団体間の情報共有促進

本調査を開始することにより、関係者がより増える事から、JICA 経済開発部を中心とした定期的な情報共有会（月例会を想定）を開催し、AFICAT を中心とした農業機械分野の民間連携推進体制を強化する。月例会の参加予定者は、JICA 経済開発部、JICA 筑波農業共創ハブ、民間連携事業部、派遣中専門家／コンサルタント、民間企業等を想定している。本調査の受注者は、同情報共有会の運営を支援するとともに、同会での情報提供等を行う。

また、JICA 内の関連事業に限らず、現行調査でも連携・情報共有を行っているアフリカビジネス協議会や JETRO 等の本邦企業のアフリカ進出支援を行っている団体との連携・情報共有も引き続き進める。

11) ODA 事業での農業機械化促進

将来的な ODA による農業機械整備を検討するため、対象各国の農業機械化を推進するための法制度・仕組みを確認したうえで、無償資金協力及び有償資金協力の実施可能性も検討する。

12) 本邦企業との機密保持

企業の SSA 進出に関しては、各社の事業戦略に基づいて進められている。AFICAT の活用の有無、実証する製品名、実証結果など、どこまで公表してよいかを明確にする必要があるため、機密保持に関する文書を交わしておくことが推奨される。

第 5 条 調査の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は提案すること。

(1) 報告書等レビュー調査

現在実施中の調査も含む既存調査の報告書等過去の農業機械化関連調査のレビュー、関連政策の確認（TICAD 支援策・インフラシステム輸出戦略等）を行う。

SSA の農業機械化に関しては、JICA による調査（民間連携スキームを含む）、CARD の枠組みの一環で策定している各国の National Rice Development Strategy（NRDS）や農業機械化戦略等もレビューすること。

(2) 本邦企業のニーズの確認調査

先行調査等により AFICAT を通じて SSA への進出を検討し始めた企業等の状況をフォローし、SSA 進出の具体化のためニーズを確認し、AFICAT で対応可能な事項を整理する。

(3) インセプション・レポート案の作成

調査の全体方針を取りまとめたインセプション・レポート（案）を作成する。インセプション・レポート（案）の内容は以下のとおり。

- ・ 調査の背景、経緯
- ・ 調査の目的
- ・ 調査の方針
- ・ 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・ 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・ 調査員の作業および作業期間
- ・ 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・ 提出する報告書とその目次案

(4) インセプション・レポート案の説明・協議・最終化

JICA との会議等においてインセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。また、可能な限り、先行調査で AFICAT 参加に関心を示した本邦企業に

対してもその内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポートを最終化し、JICA 経済開発部の承認を得る。

(5) 本邦企業の AFICAT 参加を促進

現行調査では、農業機械と農業資材の製品を扱う本邦企業を中心に支援を行ってきた結果、途上国への進出意欲のある農業機械関連企業は概ね参画している状態となった。引き続き、これら参画済み企業の参加促進を進めるとともに、食品加工機械など農作物のバリューチェーンの観点から本邦企業の AFICAT 参加促進のための活動を実施する。

(6) 本邦企業の活動計画の作成支援

上記(5)を通じ、AFICAT での活動に参加を表明した企業については、受注者は同企業とともに活動計画の作成を支援する。基本的には重点対象国に関心を寄せた企業を中心に対応することを想定しているが、重点対象国以外の SSA 各国に関心を有する企業がいる場合、同国の状況等を調査のうえ、対応可否を検討のうえ、JICA に提案すること。

(7) 重点対象国における AFICAT 活動の推進支援

重点対象国における AFICAT 活動の推進を支援する。AFICAT の現地での活動は各国で活動しているアドバイザー等が行っていく想定であるが、各国でアドバイザー等が派遣されるまでの期間において、農業機械の技術分野・本邦企業との連携促進にかかる活動について、必要に応じて本調査の受注者が対応する。

1) 重点対象国における AFICAT 推進に必要な情報の収集

以下項目の中から、既存報告書等レビュー調査で入手することが出来なかった情報、あるいは更新すべき情報に絞って情報収集する。

【想定調査項目】

(ア) 当該国における農業の現状、農業開発政策・機械化戦略等農業情報一般

(イ) 入国・通関・輸入に係る手続等にかかる情報一式

本邦または第3国から各国に商用で民間人材を派遣する際の手続き、本邦または第3国からの機材や資材等の輸入にかかる法律・制度、具体的な手続きを確認する。

(ウ) 当該国における他ドナー、民間企業等による農業機械や農業資材等の先進農業技術の導入情報

(エ) 金融機関にかかる情報

農業機械・収穫後処理施設を調達する際に農家や精米業者等がアクセス可能な金融商品（ODAを含む）につき、その内容（貸付条件・貸付実績・返済状況等）を確認する。また、JICAのツーステップローンや海外投融資など、金融に関する案件形成にかかる情報収集を行う。

（オ）展示・実証・デモンストレーションにかかる場所・協力機関等の情報

展示・実証・デモ実施の際、実施場所や協力機関等の情報を入手し、本邦企業に提供する。圃場整備等が必要な場合は、具体的な整備計画・概算を明らかにする。

（カ）人材育成にかかる場所・協力機関等の情報

政策や農業機械の研究開発、メンテナンス等にかかる人材育成拠点の現状、および設置のニーズ、妥当性及び協力機関の有無等について確認する。また、そういった機関のハード面の環境を確認する。

（キ）現地で製品改良や開発を行う政府機関

タンザニアの農業機械化・農村技術センター（CAMARTEC）、ケニアのジョモケニヤッタ農業工科大学（JKUAT）、ガーナのクワメ・ヌクルマ科学技術大学（KNUST）、ナイジェリアの国家農業機械化センター（NCAM）など、現地の適合性を考慮した農機の改良や開発を担当する政府機関及びその施設、連携の可能性について確認する。

（ク）代理店候補企業

本邦製品の代理店候補となりそうな現地企業の情報を収集する。JETRO 事務所がある場合、JETRO の協力も得つつ、代理店候補を整理する。

2) 広域アドバイス

収集した情報及びパイロット活動の実施状況・結果に関し、本邦企業の意向に沿って、情報を提供する。現地政府や現地企業に対しても、適宜、AFICAT で収集した情報を共有する。

3) 展示、実証、デモンストレーション

調査対象国に関心をよせる企業の製品に関し、展示、実証、デモンストレーションを試行する。具体的な活動を実施するにあたっては、各国に派遣されている個別専門家や技術協力プロジェクトとも十分連携し、連携機関と詳細について確認・合意する。

4) ビジネスモデル／バリューチェーンの実証

本邦製品の実証を実施する際は、製品単品の性能に加え、ビジネスモデル／バリューチェーンにおける実証も実施することで、本邦製品の優位性、経済性をアピールするように留意する必要がある。このため、対象製品に関し、ビジネスモデル／バリューチェーンに関する実証を行う。対象資機材は、上記3)の資機材に加え、現地で導入されており調査のための情報を入手することが可能である製品を含む。

5) 広報

各国での実証やデモンストレーションで得られた情報を発信する。情報発信は本邦製品が当該国の農業機械化に貢献することが理解されるよう現地関係者に向けたものと、本邦企業の AFICAT の活用や SSA 進出を促進するために本邦企業に向けたものなどが考えられる。個別企業や個別製品に関する情報の場合、情報管理を徹底し、各企業から公開可能といわれた情報のみを発信する。広報に関しては、新農林社など業界紙に広報を依頼できるか打診する。

6) その他

現行では、上記1)～5)の活動が想定されているが、その他、民間企業の要望に応じ、AFICAT 活動を各国の個別専門家や関連技術協力プロジェクトと連携して実施する。

(8) 各国における JICA 事業や他の実施機関における事業への活用検討

実証で得られた結果を踏まえ、各国で JICA が実施中の米や農業に関連する事業、調査、あるいは他の関係機関が実施する事業への対象機材の活用を検討する。検討においては JICA が実施する技術協力事業や民間連携事業、無償／有償の資金可能性についても検討する。対象各国の農業機械化を推進するための法制度・仕組み及び本邦製品の優位性を確認し、日本の ODA でどのような支援が可能かを検討する。

(9) AFICAT 事務局機能を含む、AFICAT の中・長期的な実施体制の提案

現行調査をでは AFICAT 事務局を委託先が担っており、本調査でも受注者が AFICAT 事務局として機能するとともに、企業への支援内容や実施体制をレビューし、改善案を提案する。なお、日本国内における体制に限らず、現行調査で提案される AFICAT の実施体制を踏まえ、現地での AFICAT 関連の活動状況を把握し、現地での体制の改善案も調査を通じて提案する。

なお、事務局の活動としては以下のものを想定している。括弧内の活動を受注者が対応することを想定。

- 1) 現地政府を含む現地関係者からの AFICAT に関する問い合わせにかかる対応（問い合わせに対応し、適宜 JICA に共有する。JICA 本部で判断が必要なものは、JICA に相談する。）
- 2) 本邦企業からの AFICAT に関する問い合わせに対する対応（同上）
- 3) 農業機械分野等の民間連携推進体制を強化することを目的とした定期連絡協議会を、JICA 経済開発部が中心となり、AFICAT 個別専門家や他の関連事業と立ち上げる予定。受注者は本会議の運用の支援を行う。AFICAT 活動の進捗を確認、整理、発信（定期的に HP を更新するため、情報を整理及び記事案を作成。関係者への関連情報を発信するほか月報にまとめて報告）
- 4) AFICAT 有識者会議や日本国内関係者との協議経過の確認、方針決定の場の設定（必要な会議の開催に向けた調査委、会議の開催）
- 5) 必要に応じたセミナー等の開催（セミナー等の開催準備、当日の運用）
- 6) AFICAT 運営にかかる全体方針の整理（全体方針作成のための提言）

(10) JICA 国内機関との連携提案

JICA 筑波では「農業技術と農業人材の共創サイクル構築（農業共創ハブ）」が進められており、担当者が配置されている。AFICAT における活動に付随する JICA 筑波との連携を具体的に試行し、JICA 筑波と AFICAT の連携体制を強化する。また、JICA 民間連携事業部との連携も検討し、提案する。先行調査ですでに提案・取り組んでいるものがある場合、それらのフォローアップも行う。

(11) その他の関連機関との連携提案

農林水産省、JETRO、国立研究開発法人農林水産業研究センター（JIRCAS）、国立研究開発法人農業・食料産業技術総合研究機構（NARO）などといった国内関係機関、CARD 事務局との情報交換の場を必要に応じ設定し、具体的な連携を提案。現行調査ですでに提案・取り組んでいるものがある場合、それらのフォローも行う。

(12) 中間報告書の作成

調査の進捗状況を取りまとめ、2025 年 2 月までに中間報告書として提出する。

(13) ドラフト・ファイナルレポートの作成

上記調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、その内容について JICA、その他関係者と協議する。

(14) ファイナルレポートの作成

上記ドラフト・ファイナルレポートにかかる JICA 及びその他関係者との協議結果をふまえ、ファイナルレポートを作成する。

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を成果品とする。

(1) 業務計画書

和文1部（簡易製本（ホッチキス止め可））

(2) インセプション・レポート（契約締結後1か月を目途に提出）

和文1部、英文5部、仏文2部

(3) 中間報告書

和文1部（簡易製本（ホッチキス止め可））

(4) ドラフト・ファイナルレポート

電子データ一式

(5) ファイナルレポート

和文10部（製本）、英文10部（製本）、仏文3部（製本）、CD-R（和文1枚、英文1枚、仏文1枚）

※「成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする」

別紙：報告書目次案

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第 1 章 調査の概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の目的
- 1-3 調査の基本方針
- 1-4 調査団と調査工程
- 1-5 AFICAT 事業に関連する取り組み (CARD など)

第 2 章 調査実施結果 (全体)

- 2-1 調査の基本方針
- 2-2 AFICAT 各機能の基本的な活動内容
- 2-3 本邦企業の参加促進策
- 2-4 本邦における事務局機能
- 2-5 関係機関、関連プロジェクトとの連携
- 2-6 AFICAT 事業への参加企業 (AFICAT への参加を通じて各企業が得られたベネフィット等の情報を含む)
- 2-7 AFICAT 事業による開発協力への効果とインパクト

第 3 章 タンザニアにおける AFICAT の現状・課題・提言

- 3-1 農業・農業機械化状況
- 3-2 AFICAT 推進計画と進捗
- 3-3 AFICAT の役割、貢献、課題、教訓
- 3-4 AFICAT にかかる JICA と関係機関への提言
- 3-5 AFICAT の中長期的な実施計画と実施体制案

第 4 章 ケニアにおける AFICAT の現状・課題・提言
(項目は第 3 章と同じ想定)

第 5 章 ナイジェリアにおける AFICAT の現状・課題・提言
(項目は第 3 章と同じ想定)

第 6 章 ガーナにおける AFICAT の現状・課題・提言
(項目は第 3 章と同じ想定)

第 7 章 コートジボワールにおける AFICAT の現状・課題・提言
(項目は第 3 章と同じ想定)

第 8 章 重点対象国以外の SSA におけるパイロット事業等の実施結果・課題・提言
(項目は第 3 章と同じ想定であるものの、現地調査は予定していないため、実際の活動に基づき記載)

第 9 章 AFICAT の中長期的な展開

9-1 AFICAT 全体像

9-2 AFICAT の目標、指標

9-3 重点対象国および他国、広域実施に向けたスケジュール

9-4 AFICAT から派生する ODA 事業の可能性

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	本邦企業のAFICAT参加促進	第5条(5)
2	重点対象国におけるAFICAT活動の推進支援	第5条(7)
3	AFICAT事務局の実施体制改善	第5条(9)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：アフリカ地域における官民連携または農業機械にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：サブサハラアフリカ地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2024年2月下旬より2026年2月下旬まで本業務を実施することを想定する。
2025年3月までに中間報告書を、2026年2月下旬までにファイナルレポートを提出する。

（2）業務量目途

1）業務量の目途

約31.81人月

2）渡航回数を目途 全16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

本業務では現地再委託を想定していません。

（4）公開資料等

1）公開資料

- JICA ホームページ（過去調査の報告書等も掲載されています）
<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/agricul/aficat/index.html>

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

ナイジェリアへの渡航計画（渡航先含む）については、JICA 安全対策措置を踏まえ、事前にナイジェリア事務所を通じ、安全管理部承認の上、実施することとなります。

その他の対象国については、外務省危険レベル2 地域または JICA 安全管理部の承認を必要とする地域への渡航は予定されていないものの、それら地域への渡航を検討している場合、速やかに JICA 経済開発部に相談ください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としま

すので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

119,875,000円（税抜）

上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費

(4) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。また、業務効率化の観点から、複数国へ連続渡航、特に東部アフリカの各国（ケニア、タンザニア）、西部アフリカの各国（ナイジェリア、ガーナ、コートジボワール）はそれぞれ域内の各国を連続して渡航、またはその他業務遂行を効率化が可能な複数国への連続した渡航を前提に提案してください。

【タンザニア】

東京⇒ドバイ⇒ダルエスサラーム

東京⇒アディスアベバ⇒ダルエスサラーム

【ケニア】

東京⇒アブダビ⇒ナイロビ

東京⇒ドバイ⇒ナイロビ

【ナイジェリア】

東京⇒ドーハ⇒アブジャ

東京⇒アディスアベバ⇒アブジャ

【ガーナ】

東京⇒パリ⇒ダカール⇒アクラ

東京⇒ドバイ⇒アクラ

【コートジボワール】

東京⇒ドバイ⇒アビジャン

（6）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（8）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（9）その他留意事項

ナイジェリア（首都アブジャを含む連邦首都区及びラゴス州のみ）、コートジボ

ワール（アビジャン市内のみ）における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律22,300円／泊（ナイジェリア）、15,500円／泊（コートジボワール）として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)